

環境対応車導入促進助成金交付要綱

令和3年4月9日 制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等と協調し、環境対応車の普及を促進するため、環境対応車を導入した兵ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して、助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、貨物自動車の用に供する自動車であって、車両総重量2.5t超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む。）・ハイブリッド自動車・平成28年規制以降の自動車排出ガス規制適合ディーゼル自動車（以下「ディーゼル自動車」という。）をいう。ただし、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車に関しては、国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」に準ずるものとする。
- (2) 「会員」とは、兵ト協会員事業者であって、環境対応車を「購入」又は「リース」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- (3) 「事業の完了」とは、新車の場合は、新規登録が完了し車両購入代金の支払い又はリース契約の締結が完了したものであり、使用過程車にあるディーゼル自動車から天然ガス自動車への改造の場合は、構造等変更検査が完了し改造に要する経費の支払いが完了したものをいう。

(助成の対象事業等)

第3条 兵ト協は、環境対応車を導入した会員又は会員に対象車両を貸与するリース事業者（「助成対象事業者」）に対して助成を行う場合、助成金を予算の範囲内で交付する。ただし、導入する環境対応車がディーゼル自動車の場合にあっては、兵ト協の助成に限る。

2 兵ト協は、前項の助成事業に係る要領等を別に定める。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金交付額は、別表のとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を減額することができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。ただし、使用過程にあるディーゼル自動車からの改造天然ガス自動車にあってはその限りではない。

(交付申請)

第6条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書を期

日までに、兵ト協に提出しなければならない。ただし、ディーゼル自動車の申請にあつては必要としない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第7条 前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」により助成対象事業者に通知する。

(実績報告)

第8条 助成対象事業者は、環境対応車の事業が完了したときは、速やかに別に定める日までに兵ト協に提出し、導入が完了したことを報告しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第9条 兵ト協は、当該助成金の交付申請、又は実績報告があつたときは、速やかにその内容を審査し、その助成金の条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定する。

2 兵ト協は、前項の額を確定した場合、会員又はリース事業者に助成金の確定通知により通知する。ただし、ディーゼル自動車の報告にあつては確定通知を通知しない。

3 兵ト協は、第4条の規程による交付額を、速やかに会員又はリース事業者に交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 助成対象事業者は、申請内容の変更、交付の辞退をするとき、並びに事業の遂行が困難となったときは、速やかに別に定める届出書を兵ト協に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 助成対象事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 助成対象事業者、または交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、兵ト協は、当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該車両が新車の場合は初度登録の、使用過程にあるディーゼル自動車からの改造の場合は構造等変更検査日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

① 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

② 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

③ 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

④ 会員が兵ト協を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に交付されているときは、当該助成請求者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

第11条の2 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、購入による導入の場合は会員に対し、リースによる導入の場合は会員の契約先のリース事業者に対し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることが出来る。ただし、ディーゼル自動車の導入にあつては、リースによる導入の場合でも会員に対し返還を命じることが出来る。

(1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項により返還を命じられた会員については、兵ト協が行う助成事業全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分の制限)

第 12 条 助成対象事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 助成対象事業者は、前項による処分が行われたときは、速やかに別に定める届出書を兵ト協に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は令和 3 年 4 月 1 日に遡り適用する。